

星槎大学附属総合学修・就職支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、星槎大学（以下「本学」という。）学則第74条に基づき、星槎大学附属総合学修・就職支援センター（以下「総合支援センター」という）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合支援センターは、本学学生の総合的な学修支援並びに就職支援に必要な業務を行うことを目的とする。

- 2 センターに、「学修支援室」、「就職支援室」を置く。
- 3 前項の各室にはそれぞれ室長を置く。
- 4 各室は、互いに緊密な連携を図り、業務を遂行するものとする。
- 5 各室に関し必要な事項は、別に定める。

(英文名称)

第2条の2 総合支援センターの英文名称は、Seisa Accessibility and Career Support Center とする。

(業務)

第3条 総合支援センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第2条第2項に掲げる各室を統括し、各室間の連絡・調整に関する事項
- (2) 学内及び星槎グループ関連機関との連携・協力に関する事項
- (3) 障害等ニーズのある学生への修学上及びキャリア形成に関する事項
- (4) 障害者雇用促進法の趣旨に則し、障害者の雇用の安定に資する研修事業に関する事項
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関する事項

(構成員)

第4条 総合支援センターは、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 学修支援室長
- (3) 就職支援室長
- (4) 教務部学生支援課
- (5) その他学長が必要と認めた者

(センター長)

第 5 条 センター長は、原則として本学の専任教授又は専任准教授のうちから学長が推薦し理事長が任命する。また必要に応じ副センター長を置くことができる。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 センター長は、センターの業務を統括する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。